



経営者の責任 (2013.8の記事再掲)

以前、ある株式公開直前の中堅会社の社長さんから“経営者の責任”と心構えを分かり易く伝えるお話として、こんな話を伺ったことがあります。

もし、サラリーマンだったら、何よりも家族を大切にしていれば周囲から誉められ羨ましがられる。

でも、それが経営者だったら「お前は、自分の家族さえ幸せならばそれで良いのか」と問われる。では、家族以上に社員を大切に、皆が喜ぶ良い会社を作ったとしたら、今度は「自分の会社さえ良ければそれで良いのか」と問われる。それでは、取引先やお客様を大切に、地域社会にも貢献したとしたら、次には「自分の取引先と横浜さえ良ければそれで良いのか」と問われる。じゃ日本全体が良くなるために貢献しようと頑張れば「お前って人間は、日本さえ良ければそれで良いのか、なんてミミッチイ人間なんだ」と問われる。

つまり、“経営者”になるということは、その瞬間に、家族や自社だけでなく、日本どころか世界や地球や宇宙全体に対する重い責任が生まれることを認識しなければならない。

● 経営者への期待

そのお話を伺った時に、「経営者の責任」についてハッキリ理解すると同時に、その責任の大きさに身震いしたことを思い出します。

もし社員の前で「俺はお前達よりも家族や自分が大切だ」と公言したとしたら、社員は口では「そりゃ当たり前ですよ」と言いながらも間違いなく心の中で落胆します。社員は会社を飯を食うための仕方ない労働の場だと感じ会社の何千倍も自分や家族を優先していても、社長は自分を一番大切にしてくるべき存在だと考えるのです。

● 経営者の器

昔、ワタミ㈱の渡邊社長から伺った「会社の規模は、自分が何人の人を愛せるかで決まる。十人しか愛せない人は十人の社員で、千人の人を愛せるのなら千人の社員で、それが適正規模だ」という言葉を思い出します。誰もが事業の形態や売上で会社の規模を計画しますが、側から見てみると、間違いなくその経営者の“器”というものが現れます。そのことを見誤ると、会社は必ず難しい問題を抱えることになります。

会社規模の大小に善悪はありません、適正規模で社会的な責任を正しく果たせば良いのです。ただし、経営者になり社員を雇うとすれば、自分自身の価値観を見直し成長し続ける覚悟をしなければなりません。

● 経営者の覚悟

また、中小企業の事業承継の問題が大きくクローズアップされる中では、後継者となるべき人の資質を考える上でも、技術や知識や能力以上に、その“器”（価値観）の大きさは大きなファクターとなります。

どんな経営課題にぶち当たっても、常に「自分の立場」を優先せず、「社員全員のこと」「お客様のこと」「日本中の仲間のこと」を広い視点から全体最適で捉えられる資質を見極め、“会社のミッション”を最優先して力づくでもリードできる強い人材を育てていかなければなりません。

その第一歩は、“本人の覚悟”なのです。なぜならば、「経営者」は「社員や管理職」の延長線上にあるのではなく、まったく異質な職業だからです。

◆消費税のインボイス制度について

令和5年10月1日から「適格請求書等保存制度（インボイス方式）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。インボイスとは売手が買手に対し正確な消費税率や消費税額等を伝えるための手段であり、登録番号のほか一定の事項が記載された請求書や納品書に類する書類をいいます。インボイスを交付することができるのは税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。令和5年10月1日から登録を受けるためには「令和3年10月1日から令和5年3月31日まで」に登録書類を提出する必要があります。

**令和5年10月1日から
「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書
（インボイス）を交付することができます。**



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T＋法人番号」、それ以外の事業者の方は「T＋13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

●インボイス制度が導入されると…

1. 請求書に記載すべき事項が変わります。従来の請求書等に加えて登録番号や適用税率の記載が必要です。
2. インボイスは登録を受けた事業者のみが交付できます。課税事業者が登録を受けることができます。
3. 登録を受けた事業者にはインボイスを交付する義務が生じます。また交付したインボイスの写しを保存する義務もあります。
4. 仕入税額控除の適用を受けるためにはインボイスの保存が必要となります。

買手は売手が発行したインボイスの保存をしなければ仕入税額控除を取ることができません。つまりインボイスを発行できない免税事業者から仕入れたものからは仕入税額控除が取れないということです。現在免税事業者から仕入を行っている業者が課税事業者に仕入先を変更したり、免税事業者が課税事業者化することが予想されます。

●経過措置

インボイス制度導入後は免税事業者等から行った仕入れは原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。ただし制度導入後6年間は一定割合を仕入税額控除できる経過措置が設けられています。

- ・ 令和5年10月1日～令和8年9月30日 免税事業者等からの課税仕入れの80%控除可能
 - ・ 令和8年10月1日～令和11年9月30日 免税事業者等からの課税仕入れの50%控除可能
- より詳しく知りたい場合や具体的なお相談は各担当までお問合せください。

★ 悩めるDX第1弾！

今月はDXに関してレポートをお送りします。デジタル庁の設置などを盛り込んだデジタル改革関連法案が5月12日参議院本会議で可決・成立しました。

個人がマイナンバーを利用すると公的給付の受け取りや相続の手続きが円滑になる制度が新設されることになります。確定申告や戸籍の分野でも電子化は始まっており、マイナンバーの利用範囲が一段と広がる公算です。

● マイナンバー、給付金や相続に

マイナンバーとは国民一人一人に割り当てられた12桁の番号のことです。番号と行政手続きに必要な個人情報とをひも付けることで、国の行政機関や地方公共団体の間で情報のやり取りを効率化することができ、個人も行政手続きの際に提出する書類が減るなどの効果があります。

マイナンバーカードは本人の氏名、写真とともにマイナンバーを記載したプラスチック製のカードです。ICチップに本人確認のための電子証明書を搭載していますが、これまでは確定申告や住民票の取得など、マイナンバーカードの利用場面は限られていました。

今回の法案は個人の利用を後押しする狙いがあり、マイナンバーやマイナンバーカードの利便性を高めようとする施策が目立ちます。

● 口座と連携、手続き円滑に

まず注目したいのが公的給付受取口座の登録制度です。個人が公的給付を振り込んでもらう金融機関、支店、口座番号などをマイナンバーとともに届け出をします。あくまでも個人の任意で義務ではないが、政府や自治体に振込先を事前に知らせるため、公的給付を迅速に受け取ることが期待できます。

登録方法は①マイナンバーカードを使って政府の情報サイト「マイナポータル」で申請、②口座がある金融機関で申請、③確定申告の還付金や児童手当など既に公金を受け取っている口座を指定の3つがあります。いずれも2020年度から23年度にかけて登録を順次始める予定となっています。

口座登録制度を新設するのは、新型コロナウイルス感染拡大で行政のデジタル化の遅れが浮き彫りになったためです。特別定額給付金の支給の際に個人は郵送やオンラインで手続きをしましたが、自治体が振込口座の番号確認などに手間取り、給付が遅れる一因となりました。

● 「ひも付け義務化」に懸念も

個人にとっては預貯金口座の管理制度も大きな変更点です。自分の全ての預貯金口座とマイナンバーを連携させる仕組みで、24年度の開始を目指しています。

メリットの一つが相続手続きの効率化です。相続では相続人が故人の財産全てを分ける必要がありますが、財産の全容を遺言などで明記しているケースは少なく、新しい制度ではこうした手続き等の煩雑さの解消が期待されます。

税金、社会保障、災害などの手続きを行政機関が処理する際にマイナンバーが全ての預貯金口座とひも付いていた方が効率的で、給付と負担の公平も図ることができます。



(株)横浜総合フィナンシャルの西尾です！

今回のデジタル改革関連法案の審議の際にも義務化するべきだとの声もありましたが懸念も強く、結局見送られました。今後も議論の行方を注視したいと思います。弊社ではDXプロジェクトチームによりお客様のDX化をサポートできる体制を整えております。遠慮なくご相談下さい。

今月の yoko-so



今年度も1年間で法人税務申告数が最多の3月決算、5月申告も無事終え、繁忙期を乗り切ることが出来ました。忙しい時期ではありましたが、分析、改善を怠らず今後に繋ぎ成長してまいります！！

今年度もポロシャツ始めます！！！！



新プロジェクト発足！！！！



会計税務&戦略経営プロジェクト

● 戦略経営支援
● New
● 会計税務支援

製販分離の体制をとっていることもあり、訪問担当未経験者に必要な知識・経験を身に着ける教育機会が不足していることが課題としてありました。そこで、Team会計税務支援とTeam戦略経営支援の橋渡しとして新プロジェクトが発足いたしました！

早期の資料ご提出や質問ご回答等、皆様のご協力のもと昨年12月の年末調整から始まった繁忙期も無事乗り切ることが出来ました。3月決算5月申告では、ついに申告件数が100社を超え皆様と共に成長させていただいていることを再実感いたしました。誠にありがとうございます。

早いもので、今年度も半期が過ぎようとしています。上期には繁忙期を言い訳に手がつかなかったことにも下期は挑戦していきたい、まずは「社内教育」のために新プロジェクトを立ち上げました。参加者の今後のキャリアは各々異なりますが、それぞれの成長の糧となるような機会を創ることが出来ました。まだまだ緊張の続く環境ですが、Corporate Messageの「変わらないは、つまらない。」を心に、これからも新たなことに挑戦してまいります。

次号予告・お知らせ

今年度も半期が過ぎ、上期の振り返りの時期となります。横総でも各チームごと、個人ごとに振り返る時間を作り、自己を見つめなおす月とします。

新型コロナウイルスのワクチンの接種も少しずつですが広まってくるなど、良いニュースも見られるようになりました。気温も暑くなっていますので、体調の管理にはより一層気を付け、共に乗り越えましょう！

今月の一言…“良薬は口に苦し”

明日死ぬかのように生き。永遠に生きるかのように学べ。

(マハトマ・ガンジー)

友が次々と岩壁に逝く青春の中で身に付けたのは「死を意識して死から逆算して今を生きる」こと。一言で言うと「死ぬ準備は二十歳の頃からできています」です(笑)

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 5 8)

★ 7月より4月に入社しました新卒4名のジョブローテーションの一環としてお客様への訪問同行が始まります。全てのお客様へ同行をさせていただく訳ではありませんが、訪問担当者1名につき2～9軒の顧問先様に同行させていただきます。電話応対もスムーズになり少しずつですが成長しています。初めて顧問先様にお伺いさせていただきますので本人達はドキドキすることと思いますが、同行をさせていただいた際はよろしくお願いいたします。**(NISHIO)**

★ 6月中旬、さるご縁から日本経営会計専門家研究学会という、大学の先生も集まる専門家研修の場にて発表の機会を頂きました！中小企業を支援する実務家の立場での現在の取り組みを説明させて頂いたのですが、不慣れな場に少し飲まれてしまい、言いたいことの半分も伝わったのか…。大学の先生方の発表を聞くことで改めて、ロジックに物事をまとめることの大切さを再認識です。効果の再現性を確立するためには、その仕組みを言語概念化することが必要のようです。小難しい言葉になりましたが…。**(TOCHIKURA)**

★ 5月は弊社一番の繁忙期です。法人の決算が集中しているため弊社では関与先500社のうち100社の決算が集中しています。始まる前は無事に終わるのかなど不安になるのですが追い込まれながらも不思議と業務は終わり。走り抜けた後を見ると一回り大きく成長したメンバーの姿があります。労働管理が厳しく問われる世の中ですが、一方で経験を積みなければつけられない力もあります。強くたくましく成長させるためにどうやって両立させたらよいか、いくべきなのか深く考えさせられる1か月でした。**(YAMAMOTO)**

★ 共に90歳になった父母。5年前に自宅を売却して同じマンションの棟に引っ越させましたが、まだらケの母を前立腺癌と肺癌を併発している父が面倒を見ながら二人で助け合って暮らしています。このところ父の肺癌が急速に悪化して徒歩5分のスーパーまでの買い物も辛くなり食事の用意にも息が切れるようになりました。穏やかに二人暮らしができるのもあとわずかな時間です…悲しいけれどこれも人生。なので…先週から私が「買い物代行」を始めました。午前中に必要なものを聞いて夕方配達します(笑)「煮物と納豆と昆布の佃煮とパイナップルと・・・」「・・・煮物って言われてもな～(汗)」私にとっても新鮮な体験です。昨日は妹も手伝いに来てくれてコロナワクチンの大規模接種へ。妹も休日のすべてを父母のところに通っ



てくれています。感謝。そして今日からは家内の乳癌の放射線治療が始まります。老々介護に癌との闘い…問題山積みではありますが逆境に強い泉家は明るく元気で笑いが絶えません。なにせ、エベレスト8,000mで心筋梗塞になるような私と、国境のない医師団と共に世界の戦地を転戦した看護師の妹ですから、ちっとやそっとじゃ(笑) **(IZUMI)**

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “戦略の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2021年7月13日(火)・21(水)／10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：3社限定 料金一社 55,000円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 全6回経営者セミナー ≪※※※年間会員募集中※※※≫

第124回「1day初めてのワインレッスン～ワインとチーズの基礎知識～」

講師：ル・サロンワインスクール

校長 渡邊 美洋子

日時：2021年7月15日(木)／16時～19時

場所：ル・サロンワインスクール(横浜市中区山下町12-2)

募集：15,000円(未来創造塾年会員の方は飲食費1万円となります)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります